

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 公益法人会計基準の適用
「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 改正平成21年10月16日 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の法定繰入額により計上している。
賞与引当金……職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、期末の退職給付債務を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。
- (5) リース取引の会計処理
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当預金	7,500,000	0	0	7,500,000
小 計	7,500,000	0	0	7,500,000
特定資産				
特定費用積立資産	16,000,000	12,000,000	6,000,000	22,000,000
退職給付引当資産	14,797,500	2,413,600	0	17,211,100
小 計	30,797,500	14,413,600	6,000,000	39,211,100
合 計	38,297,500	14,413,600	6,000,000	46,711,100

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
基本財産引当預金	7,500,000	(7,500,000)	(0)	(0)
小 計	7,500,000	(7,500,000)	(0)	(0)
特定資産				
特定費用積立資産	22,000,000	(0)	(22,000,000)	(0)
退職給付引当資産	17,211,100	(0)	(0)	(17,211,100)
小 計	39,211,100	0	(22,000,000)	(17,211,100)
合 計	46,711,100	(7,500,000)	(22,000,000)	(17,211,100)

5. 担保に供している資産
該当なし
6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
7. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務
該当なし
8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
受取国庫補助金	国(文化庁)	—	2,848,822	2,848,822	—	—
受取国庫補助金	国(文化庁)	—	1,300,000	1,300,000	—	—
受取負担金	長崎県	—	370,768,000	370,768,000	—	—
合 計		—	374,916,822	374,916,822	—	—

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	150
特定資産受取利息	474
合 計	624

10. 関連当事者との取引の内容
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし